

## 第36回警察庁政策評価研究会要旨

### 1 日時

令和元年6月27日（木）午後1時55分から午後4時28分までの間

### 2 場所

警察庁官房会議室

### 3 出席者

#### ○ 委員（五十音順）

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 内山 融   | 東京大学大学院総合文化研究科教授        |
| 木村 光江  | 首都大学東京大学院法学政治学研究科教授（座長） |
| 野口 貴公美 | 一橋大学大学院法学研究科教授          |
| 横山 淳   | 株式会社PMAグループ代表取締役        |

#### ○ 警察庁

|        |                            |
|--------|----------------------------|
| 筋 伊知朗  | 政策立案総括審議官                  |
| 高木 紳一郎 | サイバーセキュリティ・情報化審議官          |
| 田中 俊恵  | 審議官（国際担当）                  |
| 内藤 浩文  | 審議官（犯罪被害者等施策担当）            |
| 楠 芳伸   | 審議官（東京オリンピック・パラリンピック・調整担当） |
| 小田部耕治  | 審議官（生活安全局担当）               |
| 田中 勝也  | 審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）          |
| 河野 真   | 審議官（警備局担当）                 |
| 岡本 克己  | 技術審議官                      |
| 作道 英文  | 交通企画課理事官                   |
| 鶴代 隆造  | 長官官房参事官（総合調整・統計総括担当）       |
| 山田 好孝  | 保安課長                       |
| 和田 薫   | 組織犯罪対策企画課長                 |
| 早川 智之  | 運転免許課長                     |
| 磯 丈男   | 企画課警察行政運営企画室長              |

### 4 議題

- (1) 令和元年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画（案）について
- (2) 平成30年度実績評価書（案）について
- (3) 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）について
- (4) 規制の事後評価書（案）について

### 5 報告事項

平成29年度政策評価実施結果報告書（案）について

## 6 議事要旨

- (1) 議題(1)について、企画課警察行政運営企画室長から説明があった。研究会委員からの意見等はなかった。
- (2) 議題(2)及び(3)について、企画課警察行政運営企画室長による説明の後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。
  - 基本目標2・業績目標3「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」について、認知に至っていない、いわゆる暗数としての特殊詐欺の件数はどの程度あるのか。
  - 基本目標2・業績目標3「振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化」について、「官民一体となった効果的な被害防止対策」に関するデータ等はあるのか。
  - 基本目標2・業績目標4「捜査への科学技術の応用」について、被疑者DNA型記録一致件数の前年度比増減率が減少しているが、どのように解釈すればよいか。
  - 基本目標2・業績目標4「捜査への科学技術の応用」について、「人的・物的な体制の充実等」に関連するデータがあればわかりやすい。
  - 基本目標3・業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」の業績指標①について、全体数が減少傾向にある中、指標の設定が適切であるのか疑問。
  - 基本目標3・業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」について、入管法改正により来日外国人の増加が予想されるどころ、これら関連性をどのように把握するのか。
  - 基本目標3・業績目標2「国際組織犯罪対策の強化」の業績指標①について、凶悪犯全体の件数に占める外国人の割合とした方が良いのではないのか。
  - 基本目標7・業績目標1「サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止」について、定性的な指標で「◎」と評価することが難しいのであれば、定量的な指標の設定について考える余地があるのではないのか。
- (3) 議題(4)について、各規制担当課長等による説明の後、質疑応答が行われた。研究会委員の意見等の概要は以下のとおり。
  - ア 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律により新設された規制（保安課長説明）
    - 努力義務に関する評価について、実施する場合と実施しない場合を整理しておいた方が良い。
    - 警察の規制について、定型的に評価すること自体に疑問。
    - 効果（便益）の金銭価値化について、できないことはないがそれをやる方がコストがかかると整理をするしかない。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令に新設された規制（保安課長説明）

- 「平成23年にラブホテル等営業の届出数が大幅に増加して以降、減少傾向にある」について、増えているのか減っているのかがよくわからない。
- 「類似ラブホテルを減少に追い込んでいると認められる」とは、どういう考え方がか。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律により新設された規制（組織犯罪対策企画課長説明）

- 規制の効果は、基本目標3・業績目標1「暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化」の評価の一つを構成するものであり、個別の施策ごとに議論するものではなく、全体について評価すべき。

エ 道路交通法の一部を改正する法律により新設された規制（運転免許課長、交通企画課理事官説明）

- 同じ効果を期待して2つの規制を設けたのであれば、両方の規制の影響であることがわかる内容とした方が良い。
- 受講命令数と受講者数が一致しているのであれば、その旨を表した方が良い。

(4) 報告事項について、企画課警察行政運営企画室長から説明があった。研究会委員からの質問・意見はなかった。

以 上